

# P T A 規 約 ( 案 )

堺市立榎塚台小学校 P. T. A.

## 第1章 名称 及び 事務所

第1条 この会は堺市立榎塚台小学校 P. T. A. という。

第2条 この会は、事務所を堺市立榎塚台小学校におく。

## 第2章 目 的

第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭・学校・社会における児童の心身ともに健やかな育成をはかることを目的とする。

## 第3章 方針 及び 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の方針によって活動する。

1. 学校教育の理解を深めるとともに、会員相互の教養を高め、かつ親睦をはかる。
2. 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の生活を補導する。
3. 学校の教育環境の整備と充実につとめる。
4. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

1. この学校に在籍する児童の保護者
2. この学校に勤務する教職員
3. 以上の外、この会の趣旨に賛同して入会を希望し、実行委員会の承認を得た者

第6条 この会の会員は、会費を納め、会の維持につとめる。

第7条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第8条 この会ならびにこの会の会員は、その名において特定の政党や宗教にかたよることなく、また学校の教育方針・管理・人事等には干渉しない。

## 第5章 経 理

第9条 この会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもつてこれにあてる。

第10条 会費は1口、月額100円とする。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

第14条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名	保護者
副会長	2名	保護者
書 記	3名	保護者（内1名は、教職員）
会 計	2名	保護者（内1名は、教職員）
会計監査	2名	保護者

1. 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第15条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を統轄し、総会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を司り、総会・実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、保存するとともに各種会合を通知する。
4. 会計は、会の経費の収支を明確にし、総会においてこれを報告する。

第16条 役員ならびに会計監査の選出は、次の方法で行う。

1. 役員ならびに会計監査の選出を行うときは、指名委員会を設置する。
2. 指名委員会は、学校長をのぞく実行委員をもって構成する。
3. 指名委員会は、所定数の役員及び会計監査の候補者を推薦し、少なくとも4月総会の1週間前に告示するものとする。
4. 指名委員会は、推薦した候補者の承諾を得て総会で承認を得る。
5. 候補者になるためには、次の資格をもつものとする。
  - イ. この会の会員で保護者および教職員
  - ロ. 個人または個人の属する団体のためこの会を利用することなく、この会の目的・方針に従って運営するものであること。
  - ハ. 公選による公職者およびその候補者でないこと。
6. 役員に欠員が生じたときは、実行委員会に於いて後任者を定めることができる。

## 第7章 総 会

第17条 総会は、この会の最高決議機関で定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

第18条 臨時総会は、役員会または実行委員会が必要と認めたとき、会長が招集する。

第19条 定期総会の議案は、少なくとも総会開催日の約1週間前に全会員に通知するものとする。

第20条 総会では次のことを行う。

1. 役員の選出
2. 決算の承認
3. 予算の審議
4. 事業報告・事業計画
5. 会の目的達成のための必要な事項

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数による。尚、出席・決議について、委任することができる。

## 第8章 実行委員会

第22条 実行委員会は、役員、学年の代表、校長で構成し会長が招集する。

第23条 実行委員会は、次の事項を審議し、または執行する。

1. 総会の決議により委任された事項
2. 役員会からだされた議案の審議
3. 各委員会から提出された事項
4. 学校の提出する事項について、参考意見の具申
5. 緊急事項の処理

第 24 条 実行委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数による。

第 25 条 役員と学校で、学年委員の名簿の共有をおこなうことができる。

第 26 条 実行委員会は、月 1 回定例会を開くことを原則とする。

ただし、役員会の判断で、必要に応じて実行委員会の開催を省くことができる。

## 第 9 章 会計監査委員会

第 27 条 会計監査委員会は、会員より選んだ委員 2 名（児童の保護者）をもって構成する。

第 28 条 会計監査委員会は、当年度内に於ける本会に属する一切の会計を監査し、総会に於いてこれを報告する。

第 29 条 監査委員は、指名委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

## 第 10 章 学年委員会

第 30 条 学年委員会は、学年で 8 名の学年委員で構成し、学年会員の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第 31 条 学年委員会は、次の事項を行う。

1. 学年・学級の事務に協力して、教育環境の整備につとめる。
2. 学年・学級行事に協力する。
3. 学年・学級の保護者との連絡を密にする。

## 第 11 章 常任委員会

第 32 条 常任委員会の委員は、学年委員及び教職員で構成し、委員長及び委員は会長が委嘱する。

第 33 条 この会の目的を達成するために、次の常任委員会をおく。

1. 文化研修委員会  
文化活動・研修活動・広報活動に関する事項
2. 補導・給食委員会  
児童の校外生活・交通安全・給食に関する事項
3. 学年委員会

第 34 条 各常任委員長は、その会を統轄し実行委員会に加わる。

第 35 条 常任委員会は、各担当部門について企画したことを実行委員会に図って行うものとする。

第 36 条 常任委員会は、実行委員会の決議により設置し、又は廃止することができる。

## 第 12 章 細 則

第 37 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定める。

実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 13 章 改 正

第 38 条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

令和 2 年 4 月 改正

令和 5 年 4 月 改正

令和 6 年 4 月 改正